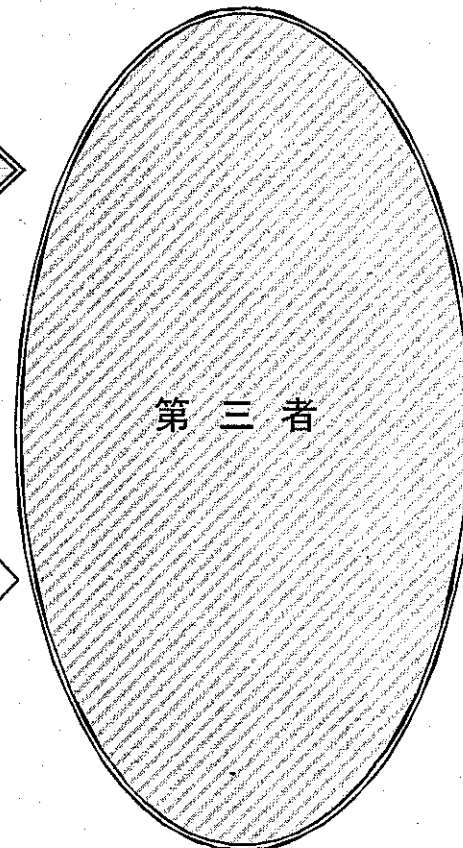
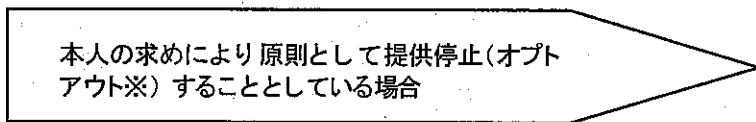
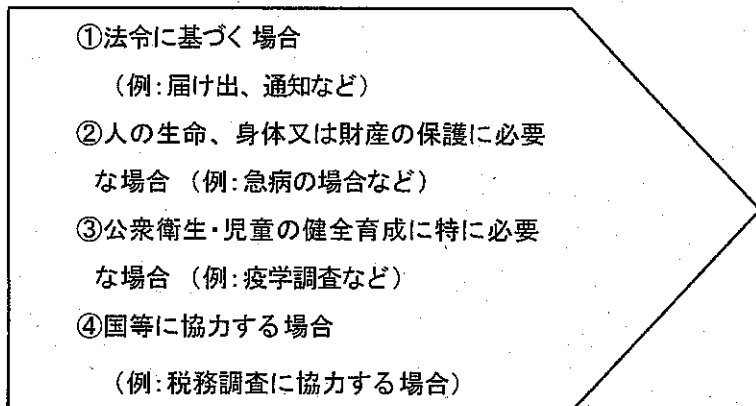


第三者提供制限の仕組みについて(第23条)



第三者に当たらない場合

- ①委託先への提供(委託元に管理責任)
- ②合併等に伴う提供(当初の目的の範囲内)
- ③グループによる共同利用(共同利用する者の範囲や利用目的等をあらかじめ明確にしている場合に限る。)

※ オプトアウトの要件

以下の4項目をあらかじめ通知し、又は本人の知り得る状態においている場合。

- ①第三者提供すること
- ②提供される情報の種類
- ③提供の手段
- ④求めに応じて提供停止すること

本人の求めによる提供停止(オプトアウト)の仕組み(第23条第2項)

①具体的事例

- 住宅地図業者(表札を調べて住宅地図を作成し、販売(不特定多数への第三者提供))
- データベース事業者(ダイレクトメール用の名簿等を作成し、販売) など

②要件

- 本人の求めに応じて、個人データの第三者提供を停止すること。
- 以下の事項をあらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態においていること。
 - ・ 第三者提供すること
 - ・ 個人データの内容、提供方法
 - ・ 本人の求めにより第三者提供を停止すること



②の要件を満たしている場合に限り、本人の同意がなくても第三者提供を容認

第三者に当たらない場合(第23条第4項)

①委託先への提供(第1号)

(例)○データの打ち込みなど、情報処理を委託するために個人情報を渡す場合

○百貨店が注文を受けた商品の配送のために、宅配業者に個人情報を渡す場合 など

(※)個人情報取扱事業者には、委託先に対する監督責任が課せられる。

②合併等に伴う提供(第2号)

(例)○合併・分社化により、新会社に顧客情報を渡す場合

○営業譲渡により、譲渡先企業に顧客情報を渡す場合

(※)譲渡後も、個人情報が譲渡される前の利用目的の範囲内で利用しなければならない。

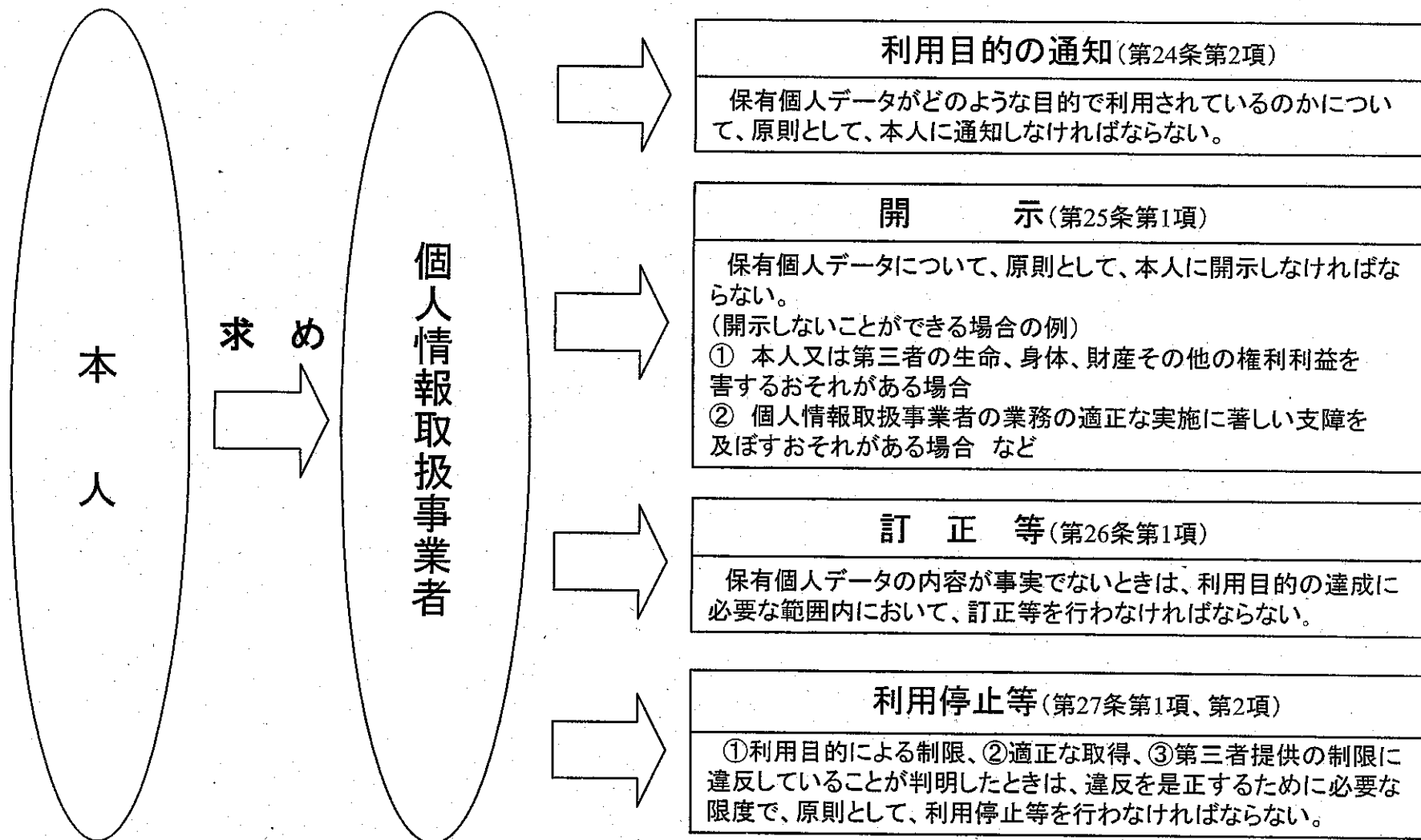
③グループによる共同利用(第3号)

(例)○金融機関の間で、延滞や貸倒等の情報を交換する場合

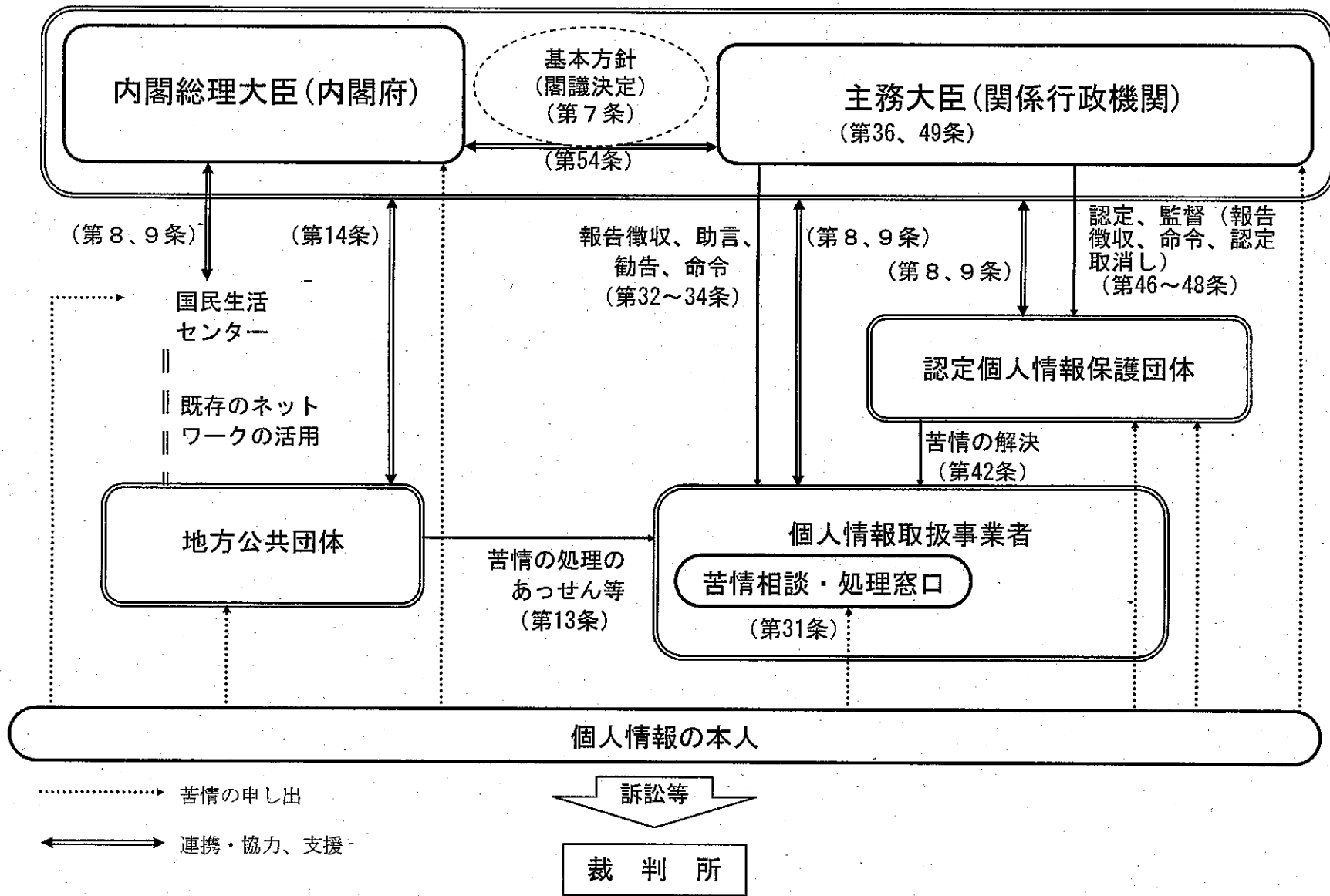
○観光・旅行業など、グループ企業で総合的なサービスを提供する場合

(※)共同利用者の範囲、利用する情報の種類、利用目的、情報管理の責任者の名称等について、あらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

本人の関与の仕組み



事業者と本人との間に生じた苦情の処理の流れ



認定団体の仕組み

1 目的

個人情報の適正な取扱いの確保を目的とした民間団体による自主的な取組を支援すること。

2 認定の基準

- ① 業務を適正かつ確実に行うに必要な業務の実施方法が定められていること。(第39条第1号)
- ② 業務を適正かつ確実に行うに足る知識及び能力並びに経理的基礎を有すること。(第39条第2号)
- ③ 認定業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによって認定業務が不公正になるおそれがないこと。(第39条第3号)

3 業務

- ① 業務の対象となる事業者の個人情報の取扱いに関する苦情の処理(第37条第1項第1号)
- ② 個人情報保護指針の作成・公表など、個人情報の適正な取扱いの確保に寄与する事項についての対象事業者に対する情報の提供(第37条第1項第2号)
- ③ その他対象事業者の個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な業務(第37条第1項第3号)

4 認定団体の信頼性の確保

- 業務の実施に際して知り得た情報の目的外利用の禁止(第44条)
- 名称の使用制限(第45条)
- 主務大臣による報告の徴収、改善命令、認定の取消し(第46条～第48条)

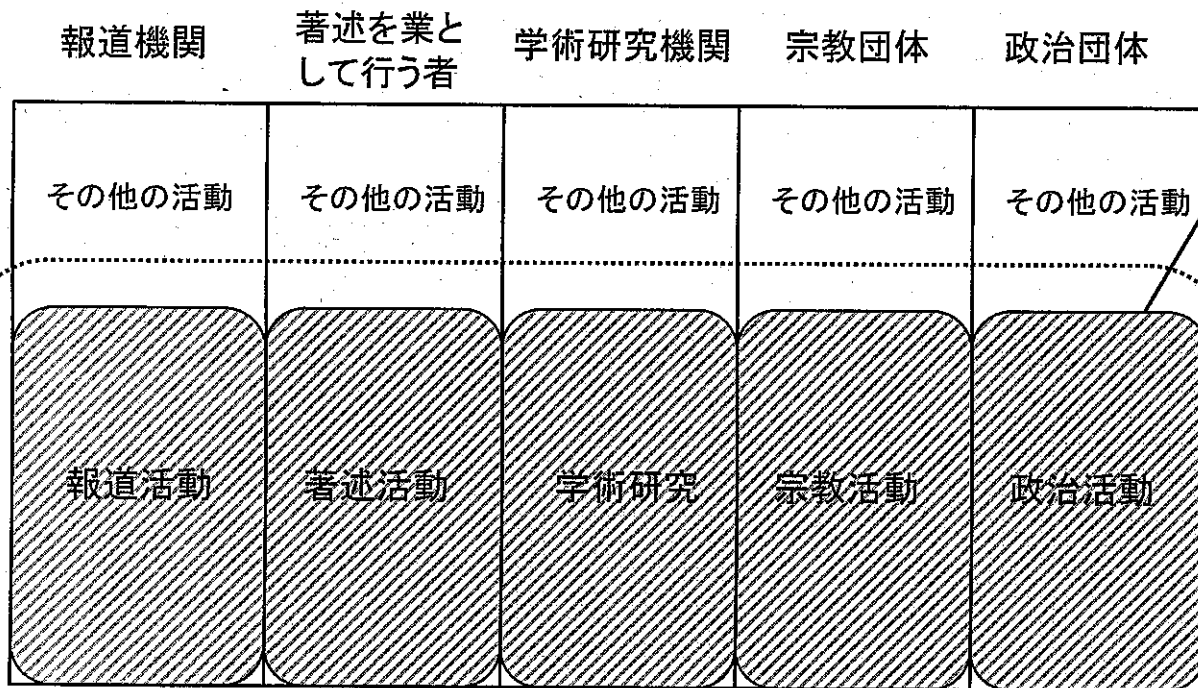
5 認定の効果

- 個人⇒一定レベルの公正かつ迅速な苦情処理が受けられる。
- 個人情報取扱事業者⇒ 適正な事業者として国民から一定の信頼を得ることができる。

適用除外の考え方について

個人情報取扱事業者の活動

(個人情報取扱事業者の義務等が適用される。)



(表現の自由、学問の自由、信教の自由、政治活動の自由に関わる活動 ※)

適用除外規定(第50条)

- ① 5つの主体の5分野の活動については、個人情報取扱事業者の義務等の規定の適用を除外(主務大臣の勧告・命令等も適用されない。)
- ② 個人情報保護のために必要な措置を自ら講じ、内容を公表する努力義務。

主務大臣の権限の制限(第35条)

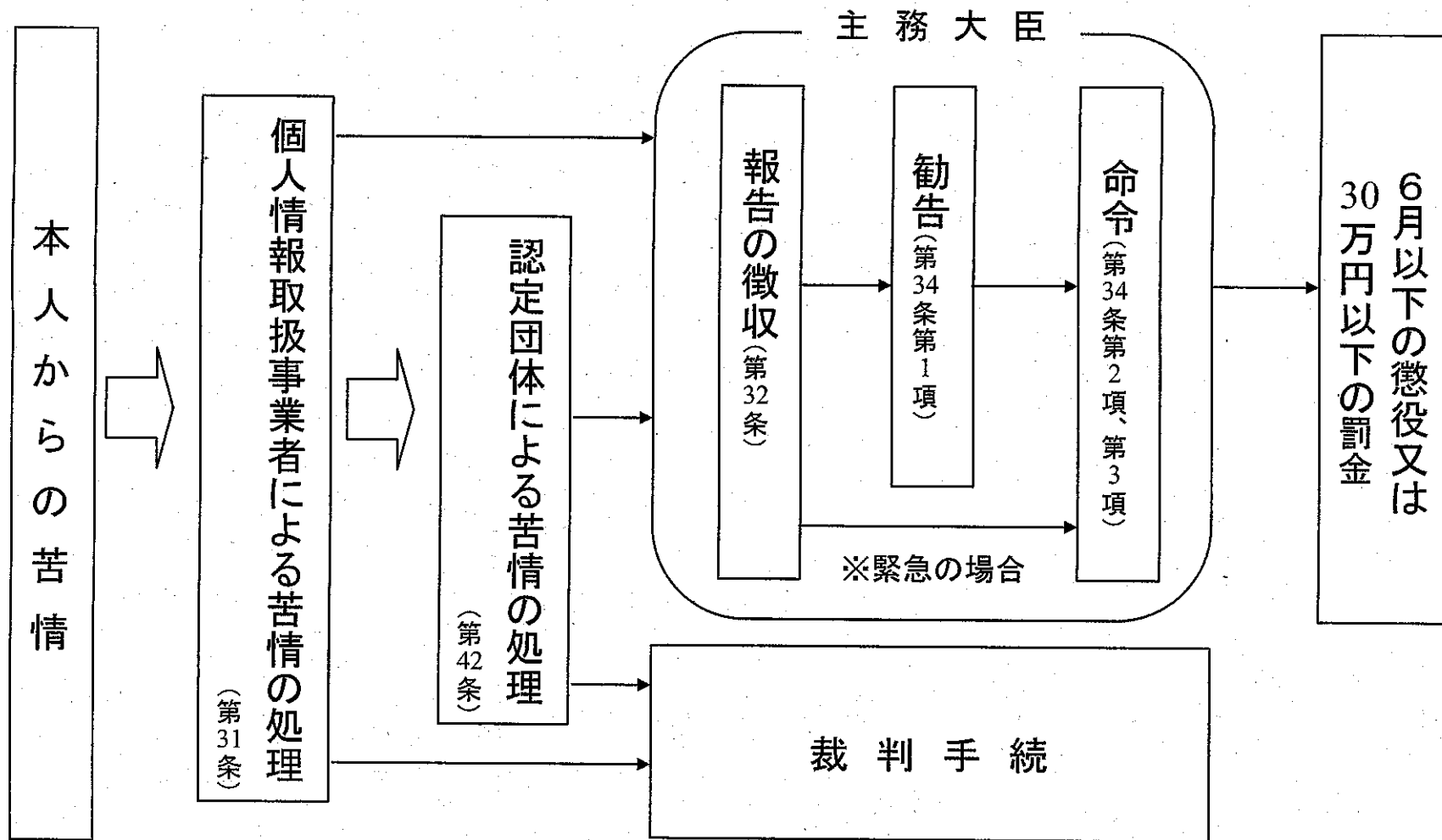
- ① 主務大臣による勧告・命令等を行うにあたっては、憲法上保障された自由に関わる活動を妨げてはならない。
- ② 5つの主体の5分野の活動に対する情報提供行為については、主務大臣は権限を行使しない。(ただし、義務規定自体は適用される。)

※(例)①報道機関等が行う報道活動等に密接に関わる行為

②報道機関等以外の者が行う表現の自由等に関わる行為

③報道機関等が行う取材活動等と裏腹の、情報提供者側の情報提供行為

実効性担保の仕組み



○ 個人情報取扱事業者の義務、主務大臣の勧告・命令及び罰則との関係

	対象情報	勧告(§34①)	勧告の措置をとるべき命令(§34②)	改善・中止命令(§34③)	罰則(§56)
勧告・命令の発動要件・罰則 個人情報取扱事業者の義務		個人の権利利益を保護するため必要があると認めるとき	①個人情報取扱事業者が正当な理由なく勧告に係る措置をとらなかった場合において ②個人の重大な権利利益の侵害が切迫しているとき	個人の重大な権利利益を害する事実があるため緊急に措置をとる必要があると認めるとき	6月以下の懲役または30万円以下の罰金
利用目的の特定(§15)	A		—	—	×
利用目的による制限(§16)	A		○	○	◎
適正な取得(§17)	A		○	○	◎
取得に際しての利用目的の通知等(§18)	A		○	—	×
データ内容の正確性の確保(§19)	B		—	—	×
安全管理措置(§20)	B		○	○	◎
従業者の監督(§21)	B		○	○	◎
委託先の監督(§22)	B		○	○	◎
第三者提供の制限(§23)	B		○	○(1項の本人同意違反のみ)	◎
保有個人データに関する事項の公表等(§24)	C		○	—	◎
開示(§25)	C		○	—	◎
訂正(§26)	C		○	—	◎
利用停止等(§27)	C		○	—	◎
理由の説明(§28)	C		—	—	×
開示等の求めに応じる手続(§29)	C		—	—	×
手数料(§30)	C		○(2項の手数料の額のみ)	—	×
苦情の処理(§31)			—	—	×

- ※1 対象情報 A 個人情報 B 個人データ C 保有個人データ
 2 勧告等 — 主務大臣が勧告・命令を行う対象でない場合
 ○ 主務大臣が勧告・命令を行うことができる場合
 3 罰則 ◎ 罰則の適用あり × 罰則の適用なし

罰則の対象、行為、内容

条文	行為	罰則
56条	主務大臣により勧告に係る措置をとるよう命じられたが(第34条第2項)、これに違反した場合	6月以下の懲役または30万円以下の罰金
	主務大臣より違反行為の中止・改善を命じられたが(第34条第3項)、これに違反した場合	6月以下の懲役または30万円以下の罰金
57条	主務大臣より個人情報の取扱いに関する報告を求められたが(第32条)、この報告をせずまたは虚偽の報告をした場合	30万円以下の罰金
	主務大臣より認定業務に関する報告を求められたが(第46条)、この報告をせずまたは虚偽の報告をした場合	30万円以下の罰金
58条	行為者が第56条違反(第34条2項、3項命令違反)を理由に処罰された場合	30万円以下の罰金
	行為者が第57条違反(第32条、第46条報告違反)を理由に処罰された場合	30万円以下の罰金
59条	認定個人情報保護団体の認定業務を廃止する届出をせず、または虚偽の届出をした場合(第40条第1項)	10万円以下の過料
	認定個人情報保護団体という名称またはこれに紛らわしい名称を用いた場合	10万円以下の過料